

尾張旭市監査公表第44号

令和7年3月28日付け尾張旭市監査公表第18号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年6月6日付け7総第51号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年6月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

総務部総務課・検査室

監査の指摘事項	措置状況
<p>市役所の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線及び防犯灯の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線及び防犯灯の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p>	<p>電話線については、令和7年4月1日付けで行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産の目的外使用を許可した。</p> <p>防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和7年1月31日付け6市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。</p> <p>今後は、総務課管理敷地について、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。</p>
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち7点については物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付され</p>	<p>指摘事項について、毎年1回は検査を実施する必要があることを課内職員に周知徹底した。また、既に廃棄された備品については物品出納員と協議を行い、廃棄手続を行うとともに、備品ラベルが付されていない備品については、措置次第改めて報告する。</p> <p>今後は、物品の検査を毎年1回は実施するとともに、物品管理規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p>

<p>ていない備品が散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>市役所北庁舎地下1階食堂等の使用許可に係る令和5年度下半期分の使用料について、令和6年4月10日付けで納入を通知していた。この点、令和5年度の歳入に係る納入の通知を令和6年度中である令和6年4月10日にした事実は、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第142条）ことに照らすと、歳入の会計年度所属区分についての認識不足をうかがわせるものである。 適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、令和6年度下半期分の使用料については、令和7年4月28日付けで納入を通知したことから、令和7年度の歳入に収入した。 今後は、適切な会計年度所属区分で処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>契約担当者は、随意契約によるるときで、契約金額が30万円を超えるときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない（尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第26条、随意契約における予定価格決定の省略について（平成2年5月16日付け総務部長通達））。 しかしながら、同課は、市役所庁舎2階自動扉修繕について、契約予定金額（予定の総額）が473,000円であるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。また、投票所内マット設置等委託業務については、予定価格を令和6年10月4日に2,120,000円と定めていたが、契約は同月3日に締結済みであった。 契約金額を決定する基準となる予定価格をあらかじめ設定し、契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、「随意契約事務の手順」に沿って、改めて事務の流れを確認した。 今後は、尾張旭契約規則に則り適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置及び撤去等業務、衆議</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約時には契約書に記載すべき事項を確認する。 今後は、尾張旭契約規則に則り適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>

<p>院議員総選挙等公報配布業務、市役所南庁舎1階こども課事務室等照明器具取替修繕並びに市役所庁舎誘導灯取替修繕の契約書には、同項第6号から第11号までに掲げる事項（契約代金の支払又は受領の時期及び方法、権利義務の譲渡等の制限など）が記載されていなかった。また、尾張旭市役所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>衆議院議員総選挙等公報配布業務、衆議院議員総選挙におけるあさぴ一号への啓発広告の作成及び掲載業務並びに選挙資材配布及び回収業務は、契約の相手方がいずれも尾張旭市入札参加資格者名簿に登録されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約保証金を免除する場合、契約規則の適用すべき規定を確認することを徹底する。</p> <p>今後は、尾張旭契約規則に則り適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>本市では、長期継続契約（法第234条の3に規定するものをいう。以下同じ。）を締結する際、契約書に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記することとなっている（尾張旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（尾張旭市総務部総務課））。</p> <p>しかしながら、尾張旭市役所庁舎給排水設備保守点検業務（長期継続契約）の契約書には、当該記載がなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、次回契約時に備えて、契約書案のデータを修正した。</p> <p>今後は、「尾張旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」（尾張旭市総務部総務課）に則り、適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、見積書受領時に、押印漏れがな</p>

<p>合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、衆議院議員総選挙等事務人材派遣業務並びに選挙資材配布及び回収業務において、代表者印の押印及び代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>市の方針に沿った事務処理を実施されたい。</p>	<p>いかなの確認を徹底するよう周知した。</p> <p>今後は、「入札・契約関係書類において押印を存続する主な書類及びその考え方」（尾張旭市総務部総務課）に則り、適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、衆議院議員総選挙等公報配布業務及び尾張旭市役所庁舎自家用電気工作物保安管理業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、該当する随意契約の内容を公表した。</p> <p>今後は、随意契約ガイドラインに則り適切に随意契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>
<p>政令第167条の2第1項第3号に該当するとして随意契約（以下「特定随意契約」という。）とする場合、契約規則第25条の3の規定により、契約を締結する前及び締結した後において、それぞれ、同条に掲げる事項を公表しなければならない。しかし、衆議院議員総選挙等公報配布業務は、特定随意契約であるにもかかわらず、契約を締結する前、締結した後のいずれにおいても、同条の公表がされていなかった。</p> <p>規則に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、契約を締結した後における該当事項を公表した。</p> <p>今後は、尾張旭契約規則に則り適切に契約事務を処理することとし、再発防止に努める。</p>